

ジャックス・JCBカード (P o n t a P r e m i u m P l u s) 特約

第1条 (名称)

ジャックス・JCBカード(P o n t a P r e m i u m P l u s) (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。)が発行するカードで、JCBカード機能を有します。

第2条 (本会員及び家族会員)

1. 本会員とは、本特約及びジャックスカード (リボルビング払い専用) 会員規約 (以下「会員規約」といいます。)を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 家族会員 (以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。)とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及び会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条 (年会費)

本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。)は、無料とします。

第4条 (カードショッピングの支払金の支払方法)

1. (1) カードショッピングの支払金の支払方法は、原則として残高スライド元金定額リボルビング払 (以下「リボルビング払」といいます。)となります。  
(2) リボルビング払の毎月の弁済金 (※1) の支払元金は当社が設定した金額のうちから当社又は会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残金全額とし、包括信用購入あっせんの手数料 (※2) をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料 (※2) は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して1.25%を乗じた額とします。

●包括信用購入あっせんの手数料 (※2) の料率

実質年率 15.00%

- (3) 弁済金 (※1) の額の具体的算定例は次のとおりです。

(例) 毎月の支払元金が5,000円の場合で、利用残高が50,000円のと

●支払元金 (※1)

5,000円

●包括信用購入あっせんの手数料 (※2)

50,000円×15.00%/12ヶ月=625円

●弁済金 (※1)

50,000円+625円=5,625円

(※1) カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。

(※2) カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

- (4) 本会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングの支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。
- (5) 毎月の支払元金が、5,000円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が30万円以内の場合は5,000円となり、30万円を超える場合は10,000円となり、50万円を超える場合は50万円きざみで各々1万円ずつ増額されるものとします。毎月の支払元金が、10,000円~50,000円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が50万円以内の場合は本会員が指定した金額のコースとなり、リボルビングの利用残高が50万円を超える場合は50万円きざみで各々1万円ずつ増額されるものとします。

2. 加盟店によっては、リボルビング払がご利用できない場合があります。その場合の支払方法は、翌月1回払となり手数料は0.00%となります。
3. 会員は、包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、会員規約第一章第21条の規定に従って当社から料率変更を通知した後は、通知した時点におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。

#### 第5条（カードショッピングの期限前弁済）

会員はカードショッピングの支払金の全額又は一部の期限前弁済を行うことができます。この場合、会員はあらかじめ当社宛に連絡するものとし、当社が指定する方法・内容に従うものとします。また、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して、1.25%を乗じた包括信用購入あっせんの手数料をリボルビング残高に加算してお支払いいただくものとします。

#### 第6条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

1.
  - (1) 日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、元金定額リボルビング払（以下「リボルビング払」といいます。）とします。
  - (2) JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、リボルビング払とします。
  - (3) 当社と提携する金融機関等のCD・ATMを利用してカードキャッシングのリボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の随時弁済を行ったときは、貸金業法第12条の8第2項第3号にみなし利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用するCD・ATMその他の機械の利用料であって貸金業法施行令第3条の2の3に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外でのカードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替払手数料をお支払いいただくことがあります。
2.
  - (1) リボルビング払の毎月の支払元金は、当社が設定した金額のうちから当社又は会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残元金全額とし、これに利息を加算してお支払いいただきます。
  - (2) 利息の実質年率は18.00%とし、前回返済後のリボルビング利用元本残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第1回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から初回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第1回返済分の利息は、当社が会員に請求を行った月の初日(但し、利用日以降)から返済日までの期間の日割計算となります。
  - (3) ボーナス併用払のボーナス支払月は年2回を限度とし、ボーナス支払月及びボーナス加算金額は当社が設定した支払月及び加算金額（10,000円単位）のうちから会員があらかじめ当社に届出るものとします。
  - (4) 会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードキャッシングのお支払コースの変更、ボーナス月増額払の追加又は変更、翌月支払元利金の増額支払ができるものとします。
3. 会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、会員規約第一章第21条の規定に従って、当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。
4. 会員は、カードキャッシング利用に係る利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、当該超える部分について支払う義務はありません。

## 第7条（カードキャッシングの期限前弁済）

会員は、カードキャッシングの支払金を期限前に弁済することができるものとします。その場合には、前条の規定にかかわらず第1回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第2回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率18.00%の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。

## 第8条（適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約によるものとし、本特約と会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。

---

## P o n t a P r e m i u m P l u s 規 約

---

### 第1条（カード名称）

株式会社ジャックス（以下「当社」という。）が株式会社ロイヤリティ マーケティング（以下「LM」という。）と提携し、当社がクレジットカード機能を、LMが共通ポイントカードP o n t aの機能を提供して発行するカードを、P o n t a P r e m i u m P l u s（以下「本カード」という。）とといいます。

### 第2条（カード発行）

1. お客様が、P o n t a P r e m i u m P l u s 規 約、ジャックスカード会員規約、P o n t a 会員規約及び当社の個人情報の取扱いに関する同意条項に同意し、当社及びLM（以下「両社」という。）に本カードの利用のお申し込みを行い、両社が本カードの利用を認めた方（以下「会員」という。）に、P o n t a P r e m i u m P l u s を発行します。
2. P o n t a P r e m i u m P l u s 規 約に別段の定めが無い限り、本カードのクレジットカード機能部分については、P o n t a P r e m i u m P l u s 規 約、ジャックスカード会員規約及び当社の個人情報の取扱いに関する同意条項が、ポイントカード機能部分については、P o n t a P r e m i u m P l u s 規 約及びP o n t a 会員規約の規定が、それぞれ適用されます。

### 第3条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、個人情報の取扱いに関する同意条項の利用目的の範囲で、お客様の個人情報の収集、保有、利用を致します。
2. LMは、P o n t a 会員規約 第二章の会員の個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定に基づいて、お客様の個人情報の収集、保有、利用、提供をします。
3. 当社は、本カード発行後に会員から通知を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た、会員の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、ご職業、メールアドレス等の変更に関する情報、及び会員の退会情報等をLMへ提供します。
4. 当社は、会員のカードショッピング（ジャックスカード会員規約第二章に定めるカードショッピングをいう。）の利用日、利用場所、利用金額、及び当該カードショッピングにより発生した共通ポイント数に関する情報をLMへ提供します。

### 第4条（P o n t a メール登録の同意）

カード利用のお申し込みに当たっては、お得な情報が届くP o n t a メールニュースへの登録について同意の上でお申込みいただきます。

### 第5条（共通ポイントの付与時期についての特則）

1. 共通ポイントは、共通ポイント計算期間内（毎月1日から当月末日までの期間をいう。）に会員が本カード

を利用して行なったカードショッピングの額に所定のポイント付与率を乗じて算出されます。ただし、カードショッピングが当該カードショッピングを行なった共通ポイント計算期間内にキャンセルされた場合には、当該カードショッピングにかかる共通ポイントは発生しなかったものとして取り扱います。

2. 各共通ポイント計算期間において発生した共通ポイントは、当該共通ポイント計算期間終了日の属する月の翌月の20日（以下「ポイント付与日」という。）までに各会員に付与されます。
3. 会員が、ある共通ポイント計算期間におけるカードショッピングを、当該共通ポイント計算期間終了日の翌日以降にキャンセルした場合、当該キャンセルした日が属する月の翌月以降、最初に到来するポイント付与日において、当該キャンセルされたカードショッピングにより発生した共通ポイントを取り消します。